

高松市病院局告示第8号

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成23年高松市病院局告示第5号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成26年5月20日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成26年5月20日

高松市病院事業管理者 塩谷 泰一

7(2)中「契約監理課ホームページ」の次に「(最低制限価格率のページ)」を加える。

8(2)中「契約監理課ホームページ」の次に「(失格基準価格率のページ)」を加える。

10(2)中「100分の5（平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、100分の8。14(3)において同じ。）」を「100分の8」に改める。

12(7)中「(15)キ」を「(16)キ」に改め、「(7)」の次に「及び(8)」を加え、12中(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、12(17)イ中「(15)アからクまで」を「(16)アからクまで」に改め、12(17)を12(18)とし、12(16)イ中「(15)アからクまで」を「(16)アからクまで」に改め、12(16)を12(17)とし、12(15)ク中「(14)イ(ア)」を「(15)イ(ア)」に、「、高松市病院局」を「及び高松市病院局」に改め、「及び高松市上下水道局が平成24年3月31日までに発注した下水道事業に係る対象工事の手持件数」を削り、12(15)を12(16)とし、12(14)イ(ア)中「及び(ウ)」を削り、12(14)イ(ウ)を削り、12(14)を12(15)とし、12(13)中「(13)」を「(14)」に改め、12(13)を12(14)とし、12(12)中「(11)」を「(12)」に改め、12(12)を12(13)とし、12(11)中「(12)」を「(13)」に改め、12(11)を12(12)とし、12中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、12(8)中「完了検査合格分」の次に「(完了検査が行われなかった工事にあっては、引渡し分。(10)及び(11)において同じ。）」を加え、12(8)を12(9)とし、12(7)の次に12(8)として次のように加える。

(8) (7)の場合において、「決定数値」に代えて、又はこれに加えて、「主観点数」の文字が表示され、及びその右欄に主観点数が表示されていることの意義は、高松市建設工事競争入札参加資格者名簿における当該表示された建設工事の種類についての決定数値の算定に係る主観点数が当該表示された点数である者でなければならないことである。

14(1)エ(ア)中「12(8)から(10)まで」を「12(9)から(11)まで」に、「12(11)及び(12)」を「12(12)及び(13)」に、「資格」を「資格等」に改め、14(1)オ(ア)に次のように加える。

f 主任技術者兼務届（請負代金額が2,500万円（建築一式工事にあつては、5,000万円）以上となる場合（監理技術者の配置を要する場合を除く。）において、配置予定技術者が携わっている工事の工期と、当該建設工事公告に係る工事の工期とに重複する期間があるときに、「高松市発注の建設工事の主任技術者の兼務に係る取扱いについて」（平成26年4月1日適用）により、提出を求める主任技術者兼務届をいう。（イ）fにおいて同じ。）

14(1)オ(イ)中「12(16)ア(ア)から(ウ)まで」を「12(17)ア(ア)から(ウ)まで」に改め、hをiとし、gをhとし、fをgとし、eの次に次のように加える。

f 主任技術者兼務届

14(1)オ(ウ)中「12(17)ア(ア)から(ウ)まで」を「12(18)ア(ア)から(ウ)まで」に、「g」を「i」に改め、14(3)中「100分の5」を「100分の8」に、「105分の100（平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、108分の100）」を「108分の100」に改める。

15(2)イ(ア)中「12(13)」を「12(14)」に改め、15(2)イ(イ)中「12(15)アからクまで」を「12(16)アからクまで」に、「12(16)ア(エ)又は(17)ア(エ)」を「12(17)ア(エ)又は(18)ア(エ)」に改め、15(2)イ(ウ)中「12(7)」の次に「又は(8)」を、「決定数値」の次に「若しくは主観点数」を加え、15(2)イ(オ)中「12(19)」を「12(20)」に改める。

21中「12(11)及び(12)」を「12(12)及び(13)」に改める。

23(9)中「12(15)ウ」を「12(16)ウ」に改める。

			「・主任技術者兼
			務届※3
別表第2①の項中	「・委任状（営業	を	・委任状（営業
	所への委任）		所への委任）
	※3	」	※3
			」